

7月21(日) 参議院議員通常選挙 に投票できる方

年齢要件	平成5年7月22日までに生まれた方
住所要件	平成25年4月3日以前から引き続き住民基本台帳に記載されている方

【最近、ご住所を変更された方は次の表のとおりになります。】

届出の別	届出の日 (転出の場合は異動日)	新住所地で 投票	前住所地で 投票
(1)堺市内で転居された方	平成25年6月20日以前	○	
	平成25年6月21日以降		○
(2)転入届をされた方	平成25年4月3日以前	○(堺市)	
	平成25年4月4日以降		△
(3)転出届をされた方	平成25年4月3日以前	▲	
	平成25年4月4日以降		☆(堺市)

△・・・(2)転入届をされた方で、前住所地で選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

▲・・・(3)転出届をされた方で、新住所地で選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

☆・・・(3)転出届をされた方で、堺市で選挙人名簿に登録されていれば堺市で投票できます。

あなたの投票所は

投票日当日に投票に行かれる方は、同封の投票所入場整理券に記載されている投票所をよくお確かめのうえお越しください。また、あらかじめ期日前投票をされる方は堺区役所へお越しください。投票に行かれる際には、投票所入場整理券をお持ちください。

投票所入場整理券が届かなかつたり、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所(又は期日前投票所)で係員にお申し出ください。

選挙公報は宅配で

選挙公報は宅配により別途お届けします。投票日の2日前(7月19日(金))までに届かない場合は、お手数ですが堺区選挙管理委員会までご連絡ください。堺区役所にも配架しています。

主な変更点

成年被後見人に選挙権が付与されたことにより、従来送付していなかった方にも、「投票所入場整理券」を送付しています。

堺市ホームページアドレス

<http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/sonota/senkvo/index.html>



堺市ホームページで選挙の情報をご覧になれ